日本海新聞　平成30年 8月 7日（火） 掲載

仕事の疑問 相談室 鳥取労働局

最低賃金の決定手順は？

Q 今年も最低賃金が改正されると聞きました。そもそも最低賃金は、どういう手順で決められるのですか。

A 最低賃金は各県ごとに決められています。現在の地域別最低賃金（鳥取県最低賃金）は時間額738円（2017年10月6日効力発生）です。毎年、鳥取労働局長が公益、労働者、使用者の各側代表5人ずつ15人からなる鳥取地方最低賃金審議会へ最低賃金改正について諮問（調査依頼）し、審議会で審議した答申（審議会としての回答）を基に決定しています。

本年度も7月2日に地域別最低賃金の改正について諮問し、審議されました。その後、中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）が全国平均の時給で26円（鳥取県は23円）引き上げるよう求める目安を加藤勝信厚労相に答申しました。

このほか、地域別最低賃金を上回る最低賃金として、特定（産業別）最低賃金（鳥取県は2業種）があります。

該当する産業界の労働者代表などから改正の申し出が労働局長に出された時に、労働局長が審議会に改正の必要性の有無について諮問します。改正の必要性ありとの答申を受けたら、引き続き金額改正の諮問を行うという2段階の審議で改定します。

審議会での審議過程では、審議に期する意見書や意見陳述を募集するなど、広く意見を求めています。審議会の開催日程は鳥取労働局の公示やHPで確認でき、手続きを踏めば審議会の傍聴も可能です。詳しくは鳥取労働局賃金室に問い合わせてください。

鳥取労働局労働基準部　賃金室　電話0857－29－1705